

石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する 条例（案）の概要

1. 制定の趣旨

- ・新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別的取り扱いや、誹謗中傷等は許されないものであり、こうした差別や偏見の解消に取り組むことが必要である。その実現のため、差別等を行ってはならないとの理念を明確にするとともに、県の責務や事業者等の役割を規定した条例を制定する。

2. 目的

- ・新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別的取り扱いや誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的とする。

3. 不当な差別的取扱い等の禁止

- ・何人も、不当な差別的取扱い、誹謗中傷、その他これらに類する行為を行ってはならない。

4. 県の責務

- ・県は、啓発、教育その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ・県は、相談に応ずるための体制の充実を図るものとする。

5. 事業者の役割

- ・事業者は、従業員に対して教育その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6. 県民の役割

- ・県民は、県などが講ずる施策及び必要な措置に協力するよう努めるものとする。